

阮籍の「爲鄭沖勸晉王牋」について

大 上 正 美

『文選』卷四十に、魏の阮籍（二一〇—二六三）のいわゆる勸進文、「爲鄭沖勸晉王牋」という作品が收められている。魏から晉への禪讓の段階として、大將軍の司馬昭を相國とし、晉公に封じ、九錫を加える詔命が下された時、司馬昭の方では再三固辭したため、鄭沖をはじめとする百官が司馬昭に受命を勸進した、その文章の代作を阮籍がしているのである。もちろん題名の「晉王」は、「晉公」が實情であった。⁽¹⁾

まことに苛酷な政治的時代であつて、反司馬を貫いて刑死させられる嵇康とは異なり、阮籍は「幸頼に大將軍の之を保持するのみ。」（嵇康「與山巨源絶交書」と評されながらも、その政治的立場を明確にしようとしない。その阮籍にしてこの勸進文が存在すること自體をめぐつて、もっぱら處世次元での議論がなされてきた。嵇康との差をはかりながら阮籍の處世態度を批判する發言が宋以後に目立つようだが、とりわけ「司馬昭に巧みに附く」とする明の張燧の批判は、宋の葉夢得の批判言辭を借用しつつ、はなはだ手厳しい。「勸進の文に至りて真情乃めて見わる。籍は大人論を著し、禮法の土を比えて群蝨の棍中に

處ると爲せしも、籍の昭に附くが若きは、乃ち棍中の蝨にして、但だ偶たま火焚に遭わざるのみ。王陵・母丘儉等をして一たび志を得しめば、籍は尙も唯頼有らんや。」とまで言う。阮籍自身の「大人先生傳」の發言でもって、逆に阮籍を斬る。處世の卑劣さこそが「真情」であると言つてのけ、彼を根柢から否定しようとするものである。勸進文の存在という動かすことのできない司馬昭への加擔の事實をよりどころにしたこういう議論を前にした時、すぐに口をついて出てくるであろう「止むを得ず」書かされたのだとする阮籍辯護論も、客觀的に見てそれほど説得力を持つものではない。いかにそれが「至愼」と稱された愼重な處世と遠識とを評價する立場からなされた發言であらうとも。

この作品の制作時期やその間の事情については、『晉書』文帝紀及び阮籍傳に記されている。

（景元四年）冬十月、天子以諸侯獻捷交至、乃申前命曰、……公卿將校皆詣府諭旨、帝（司馬昭）以禮辭讓。司空鄭沖率羣官勸進曰、伏見嘉命顯至、竊聞明公固讓、沖等眷眷、實有愚心、……何必勤勸小讓也哉。帝乃受命。

（『晉書』文帝紀）

遺落世事、雖去佐職、恆遊府內、朝宴必與焉。會帝讓九錫、公卿將勸進、使籍爲其辭、籍沈醉忘作。臨詣府、使取之、見籍方據案醉眠。使者以告、籍使書案、使寫之、無所改竄。辭甚清壯、爲時所重。
〔晉書〕〔阮籍傳〕

實は右の『晉書』の記載に關しては、以下に述べるように、いくつかの疑問點がある。まず兩者を比較しただけでも、制作時期は信用がおけるのかどうか、疑つてみる必要がある。文帝紀には景元四年（二六三）の冬十月、司馬昭がようやくにして晉公を受命した時の勸進文であるとされるのだが、阮籍傳にはその文章のすばらしさを稱えながら、その勸進文によつて司馬昭が受命したとは書いていないからである。

制作年代をめぐつて『晉書』文帝紀の記載と異なる見解をとるのは、『文選』の李善の注である。そこで李善は、臧榮緒『晉書』を引用したあとで魏帝を高貴郷公と判斷している。

臧榮緒『晉書』曰、鄭沖、字文和、滎陽人也、位至太傅。又曰、魏帝封晉太祖爲晉公、太原等十郡爲邑、進位相國、備禮九錫、太祖讓不受、公卿將校皆詣府勸進、阮籍爲其辭。魏帝、高貴郷公也、太祖、晉文帝也。

『晉書』文帝紀があげる景元四年は、高貴郷公が殺されから三年後である。従つて李善は、勸進文の制作を甘露三年（もしくは、可能性は薄いが甘露五年）と考えているのである。ただしこの點に關して、清の梁章鉅は、李善自身がコメントした最後の十三字が六臣本には見えないことから、『晉書』の記載を信じ、景元四年の制作とし、魏帝を常道郷公とする。⁽⁵⁾

ところで以前、今村與志雄氏はこの制作時期の疑問から出發され

て、はなはだ興味深い臆測をされたことがある。⁽⁶⁾ 制作時期をめぐる疑問提出の際の資料のとりあげ方と處理とに關しては難點が見受けられるが、そこで結論として二つの臆測をされている。一つは、この勸進文の執筆を高貴郷公殺害の前、甘露三年（二五八）の可能性として指摘され、その場合、司馬昭の王朝篡奪の野望のかなり初期の段階から、阮籍は司馬昭側に加擔していたとする。もう一つは、『晉書』文帝紀の記載通り景元四年（二六三）の作とする、その場合、嵇康刑死直後の「一種の轉向現象の一つと見られなくはない」とする。この二者擇一の臆測こそは、阮籍の具體的な處世と政治的立場を論ずる時についてまわる、抑え難い誘惑であろうと思われる。この二つの臆測のいずれかが假説として成り立つか否か、今村氏もその後検討されていないようであるし、また今村氏に答える論文も筆者の見るかぎりないようである。何よりもまず制作時期をはっきりと定める必要があるであらう。

なお、阮籍を論ずる場合多くは、それぞれに甘露三年の説（甘露五年説をとる者はないようだ）か景元四年の説かを採用している。だが、それ以外に考えられないか。筆者の目に觸れたところでは、阮廷焯氏は、定め難い根據を綿密に検討されつつ、景元元年の可能性を示唆された。またその他では、松本幸男氏が景元二年として阮籍の傳記を語られているのが目につくといどである。⁽⁷⁾

二

『三國志・魏書』の三少帝紀の中から、司馬昭に對し晉公に封ずる詔命が下り、度重なる辭退の末にそれを受けるまでの計六回のやりとりを検討しなければならぬ。⁽⁸⁾ その際制作時期を決定する手がかりと

なるのは、阮廷焯氏の論考にも見えるように、李善注が引く臧榮緒『晉書』の、太原等十郡を興えられたという記載であろう。なお鄭沖の官名は「司空」でなく「司徒」でなければならぬが、この官名からの追求の可能性はないようである。

第一回目は甘露三年夏五月、諸葛誕の反亂を平定した功績による詔命であり、この時は食邑八郡である。第二回目は甘露五年夏四月。この年は高貴郷公が成算のない反抗を試み殺される不穏な年なのであるが、その殺害事件の直前に命が下り、この時も前回と同じく封地は八郡である。高貴郷公が殺害された後、翌六月急遽常道郷公が即位し、景元元年と改められた二日後、司馬昭に第三回目の詔命が下り、前に二郡増封されて十郡になっている。第四回目は翌年の八月、第五回目は景元四年春二月、第六回目は多十月で、いずれも十郡である。『三國志』には記載しないが、この第六回目の詔命を司馬昭は受けたのである。ちなみに言えば、晉公になった翌年二六四年に晉王に進爵し、さらに翌二六五年司馬昭の死後、その子の司馬炎が禪讓されて天子となり、名實共に晉朝がはじまるのである。

従って李善が引く臧榮緒『晉書』の記載を手がかりにすれば、第三回目以降の詔命のいずれかにおいて、阮籍の勸進文が書かれたことになる。そのうち最後の第六回目の詔命については、勸進文の中に蜀を討ち、翌月には蜀を滅ぼす勢いにあることの記載がないのはおかしい。また「斯に由りて征伐せば、則ち朝服して江を濟り吳會を掃除し、西のかた江源を塞して岷山を望祀す可し。」と、吳及び蜀平定の期待を將來に託す、という物言いをしている。景元三年の冬に姜維の侵攻を鄧艾がうち破って勢いを強めた魏軍は、司馬昭の指揮の下、翌年の夏鄧艾と鍾會の二人を中心にした征蜀軍を派遣し、かなりの戦勝をおさ

めていたのである。第五回目の詔命のきっかけも、前年の討蜀の勝利であろうから、阮籍の勸進文は第三回目か第四回目かの詔命の際に執筆されたことになるであろう。

第三回目の詔命は、高貴郷公殺害事件のやっかいな後始末と常道郷公即位の慌しい状況の中でなされたものである。また景元二年秋七月に東夷が朝貢しているが、勸進文の「是を以て殊俗は威を畏れ、東夷は舞を獻す。」の記述はこのことを指していると考えられる。右のことから阮籍の勸進文の執筆を、第四回目の詔命の際、景元二年の八月と推定するのが妥當ではないだろうか。

今、阮籍の勸進文代作を景元二年（もしくは、可能性は少ないが景元元年六月）の制作とすると、前に述べた今村與志雄氏の興味ある臆測の兩方とも、假説として成立し得ないということになる。つまり、高貴郷公殺害以前から一役買い、禪讓劇のはじめから積極的に司馬昭に加擔していた、ということにはならないのである。と同時に、盟友嵇康が刑死した後の一種の轉向行爲だ、ということにもならないのである。

とくに『晉書』の記載には筆の走りがあるようである。東晉の戴勝「竹林七賢論」及び『世說新語』文學篇にはともに、鄭沖から文を求められた時阮籍は袁孝尼の家で酔いつぶれていたと書かれてある。

袁準、字孝尼は、權力から身を遠ざけ、あえて仕官を求めなかつたとされる人物である。また、嵇康とも關わりをもった人物である。「竹林七賢論」も『世說新語』もともに、袁準との親密さを通して世の動きに對して關わりを消そうとするかの物言いである。それに比べ『晉書』のように「佐職を去ると雖も、府内に遊び、朝宴必ず與る。」のすぐ後に阮籍の代作のエピソードを續けることは、司馬昭にたえず

離れない姿勢を強調する作爲があるように思われる。前々から阮籍に執筆を要請していたかのような「沈醉して作るを忘る」とする記載も、『晉書』だけのものである。さらに再度言えば、そもそもこの作品によって受命したとすること自體、無反省を通りこしているのではなからうか。後漢から魏へかけての禪讓劇を見ても、詔命と辭退と勸進という繰り返しは果てしなく續いているわけであり、阮籍の勸進文という一篇の作品の効果によって受命したかのように敘述する『晉書』文帝紀の見解は、むしろしりぞけるべきであろう。同じく阮籍傳では「時の重する所と爲る」文章であつたと書いても、その政治的有效性まで記載していないことについては前に觸れておいた。

以上の點から考えて、鄭沖たち司馬昭推戴派に政治的に利用されたことは疑いないにしても、阮籍という人間を考察する場合、代作した勸進文自體のもつ政治的有效性は、全くと言ってよいほど問題にならないのである。司馬昭贊美のすばらしい文章によって、司馬昭の頑な辭退の姿勢がくずれ、受命する氣になつたという譯ではないのだから、この勸進文の存在によって現實的に阮籍を裁斷することも、またその至愼を評價してみせることも、強いられた行爲に同情を寄せることも、それほど意義のあるものではないのである。すべての臆測としたい入れは、處世次元に終始してこの作品を都合よく利用しようとすることに歸因するようだ。なるほど勸進文それ自體は政治的有效性を云々される性質の文ではあるが、どこまでも作品として文學次元で考えるべきではないだろうか。換言すれば、政治的有效性を主とするこの文章をできうる限り政治的有效性から解き放ちつつ、處世次元の解釋を拒否した地點で、阮籍の文學の本質と通底するものをそこに認めることはできないであらうか。

三

まず勸進文代作という事實の文學的意味について、阮籍の他の作品の中での位置づけを簡単にしておきたい。筆者は以前別稿に於いて、「詠懷詩」群の表現構造が、現實の總體との關係性そのものを内に抱えこんだものであることを問題にしたことがある。

詠懷 其一

夜中不能寐 夜中なるに寐ぬる能わず

起坐彈鳴琴 起坐して鳴琴を彈ず

薄帷鑒明月 薄帷に明月鑒り

清風吹我襟 清風 我が襟を吹く

孤鴻號外野 孤鴻 外野に號び

翔鳥鳴北林 翔鳥 北林に鳴く

徘徊將何見 徘徊して將た何をか見る

憂思獨傷心 憂思 獨り心を傷ましむ

詩は「夜中不能寐」の詩句ではじまるが、そのはじまりの前に、現實の總體の前で敗北するしかない阮籍がまず存在する。憂思を抱いて生きることを強いられるが故に寝つけないのである。詩人は「起坐」し、いつしか「徘徊」している。しかしその逸脱の時間と空間とにおいてすら、現實の情況のざわめきの豫感と恐怖に強いられる感受性が語られ、虚しさだけを抱えて徘徊している自分からはつと現實の我にかえされ、より一層の「憂思」を深めながら、いわば二重の敗北を背負って現實に苦く回歸して行く。それを「詠懷詩」の基本的な表現構造と認めると、よく知られた次のエピソードに重ね合わせて考えることができる。

時率意獨駕、不由徑路、車跡所窮、輒慟哭而反。

〔三國志・魏書〕王粲附傳注引『魏氏春秋』

その場合、現實の總體として、詩のはじまり以前に阮籍にのしかかる現實の闇が大きければ大きいほど、その現實の逸脱は激しいのである。従つて、背後の現實の闇の大きさをこそ知らしめる阮籍自身の作品として、「鳩の賦」や「彌猴の賦」などととも、この勸進文の存在が位置づけられるであらう。この作品が存在することによつて、制作の事情をも含めた阮籍自身の發言として、現實の闇の大きさが實質として浮かび上がってくるのに役立つのではないだろうか。

しかし右の見解はあくまでも作品の外在的評價にすぎないから、以下に、この勸進文自體を作品として讀むことによつて、文學的意味を探つてみなければならぬ。

實は阮籍の勸進文には、模範としたであらう文章がある。それは、魏晉の禪讓劇が模範とした後漢から魏への禪讓の際の、家臣たちによる魏公受命の勸進文である。

『三國志・魏書』武帝紀及び文帝紀によれば、曹操は建安十三年（二〇八）に丞相になり、十八年（二一三）に魏公に、二十一年（二一六）に魏王となつてゐる。二十五年（二二〇）曹操は魏王のまま死に、曹丕が同年（改元して延康、黃初元年）後漢の獻帝から讓られて魏朝をひらき、革命の終結をみたのである。建安十八年五月の裴松之の注は『魏書』を引き、曹操が魏公に爵を進められたが再三辭退する、その時の荀攸をはじめとする百官たちの勸進文を二篇載せている。清の嚴可均が『全後漢文』卷六十七に「勸進魏公牋」「復勸進魏公」と假題して收録する文章である。

阮籍の「爲鄧沖勸晉王牋」について

阮籍の勸進文は、この荀攸らの「勸進魏公牋」と「復勸進魏公」、とくに前者をかなり意識の上で念頭において作つた形跡が著しい。同じ禪讓劇の際の潘助の九錫文が後の九錫文の先驅けとなつたように、荀攸らの勸進文のスタイルがそっくり阮籍のそれに受け繼がれてゐると考えてさしつかえないであらう。李善注は二箇所語句の類似を指摘するが、それだけにとどまらない。明らかな語彙と言いまわしの類似に加えて、構成そのものもそっくり踏襲してゐると言つてもよいほどである。「勸進魏公牋」をみると、

A 大功ある輔佐の臣に褒賞を與えることは昔からのならわしであること。

B 天下混亂の叛逆者たちを誅殺した功績が絶大なこと。

C 周公などの前例者以上の功績があること。

D 受命を切に勸進すること。

となる。（「復勸進魏公」の方は、B'の部分が省略されているだけで、あとはA'C'Dの構成である。）それに對し阮籍の勸進文の構成は、

A'—C'—B'—D

の順となつてゐる。司馬昭の武勳の大きさと更なる期待を記述した部分——B'の位置が異なるだけである。

従つて今兩者の勸進文を比較し、その主なる相違點によつて阮籍の勸進文の文學的意味を考察するのが、この場合もつとも有效な方法であると考へられる。

勸進文の第一の山場は、歴代の輔佐役周公や呂尚に比べ、曹操や司馬昭の功績がより大きいとする贊美のことばに關してである。荀攸らの勸進文にはべたほめの言辭が連ねられる。

「往者天下崩亂、羣凶豪起、顛越跋扈之險、不可忍言。明公奮身出

命以徇其難、……。」

「沐浴霜露二十餘年、書契已來、未有若此功者。」

それら過剰な贊美のことばの羅列に對し、阮籍の勸進文の方は具體的に功績を敘述するばかりである。

「前者明公、西征靈州、北臨沙漠、榆中以西、望風震服、羌戎東馳、迴首內向。東誅叛逆、全軍獨烈、禽闔閭之將、斬輕銳之卒、以萬萬計。威加南海、名憚三越、宇內康寧、苛慝不作。」

また、

「魏國之封、九錫之榮、況於舊賞、猶懷玉而被褐也。」に對する

「自是以來功薄而賞厚者、不可勝數。然賢哲之士、猶以爲美談。」の物ありげな言い方との差。さらに天下の動亂を鎮めた曹操贊美に比べ、司馬昭に對しては期待を先にのばすような

「由斯征伐、則可朝服濟江、掃除吳會、西塞江源、望祀岷山。迴戈再節、以麾天下、遠無不服、邇無不肅。」

の表現が顯著である。

第二の山場は、勸進の願いの昂揚性に關してである。辭退するには及ばない、内外の期待がこめられているのだ、とする家臣たちの願いの描寫である。この場合は先ほどとは反對に、阮籍の物言いはできるだけ抽象的であろうとしているかのようで、この度の嘉命褒賞の具體的な敘述に消極的である。また家臣たちの熱い期待に關する描寫では、荀攸たちの勸進文が

「且列侯諸將、幸攀龍驥、得竊微勞、佩紫懷黃、蓋以百數、亦將因此傳之萬世、而明公獨辭賞於上、將使其下懷不自安、……」

と強調するが、阮籍の勸進文にはそのことに關して一言も觸れられて

いない。魏晉交代劇の際に、もちろん家臣への厚い褒賞がなかったわけではない。『三國志』には甘露三年六月に「大論淮南之功、封爵行賞各有差」、景元元年六月に「賜民爵及穀帛各有差」と記されてある。この褒賞を記述しない阮籍の立場は、勸進文の現場から距離をおいている、もしくははおこうとしていてと解し得るであろう。勸進に關わる足跡を間接的に消そうとしているのではないか。前に見た袁孝尼の家にいたとする六朝の史家たちの解釋の方が、『晉書』の記述よりも事實に近かつたであろうことの傍證にもなるのではなからうか。

以上の二點の敘述の相違は、消極的な面——禪讓劇との關わりを少しでも消そうとするかのような姿勢を表わしている。さらにより明確な態度として異なるのは、阮籍が最後に於いて、堯・舜から許由・子州支伯への禪讓をもち出していることである。

四

「大魏之德、光于唐虞、明公盛勳、超於桓・文。然後臨滄州而謝支伯、登箕山而揖許由、豈不盛乎。至公至平、誰與爲鄰。何必勤勤小讓也哉。」

ここの表面上の解釋は、堯が許由に、舜が子州支伯に天下を讓ればすばらしい、つまり讓る方の魏王朝側からの物言いで、それならば、そのことばを受ける讓られる司馬昭にはよろこばしいことばとなる。しかし他方では、讓られる方の立場からの物言いとも讀みとれるのである。堯から讓られた時に辭退した許由のように、舜から讓られた時に辭退した子州支伯のように、と許由や子州支伯を強調した物言いだとする可能性である。許由や子州支伯はあくまでも天下を讓られることを拒絶した存在なのであるから、この解釋だと司馬昭にとっては歡

迎されざる發言なのである。明の張溥が「晉王九錫、公卿勸進、嗣宗製詞、婉而善諷。」(『漢魏六朝百三名家集』阮步兵集題辭)と評すること
が正當的であるのも、やはり他ならぬ辭退者許由や子州支伯をもち出した
點にあるからである。また明の徐師曾が『文體明辯』に採録した理由を「猶有倦倦存魏之思焉。」(卷二十五・賤)とするのも同様の讀みに發する意見である。

しかし筆者の言わんとするところは、張溥の評の跡付けにとどまらない。言つてみれば、諷諫(または忠義心の確認)という、これもまた政治的有効性——阮籍にとにかく書かせることに意味のあつた當時にあつては、どれほど有効的であつたか否かはともかくとしても——をはかる解釋でもあるからである。それ以上に立ち止まらなければならぬのは、そもそも司馬昭を晉公に封ずる時に禪讓のことを話題にのせる議論の提出自體に關してである。

禪讓を拒絶した許由や子州支伯たちのことを話題にのせることは、後漢から魏への禪讓の際にも例があつた。ただしそれは、曹操が二一三年に魏公になる時にも、二一六年に魏王になる時にも決して登場してこなかつた議論なのである。二二〇年曹丕受禪以前には、實質的には魏公になることは禪讓劇の階梯の一步高みにのぼることには違ひないが、しかし名目上は決して天下を讓ることにはならないわけであるから、禪讓については固く口には出されなかつたのである。それがはじめて公けの議論として歴史に登場してくるのは、曹操の死後すぐに曹丕が魏王を繼ぎ、同じ年の十月からはじまる後漢の獻帝から讓られて魏帝となる禪讓劇の最後のやりとりの中である。しかもその議論は、禪讓を受ける側の曹丕の方から仕かけられた議論の一つなのである。『三國志・魏書』文帝紀の裴松之注が引く『獻帝傳』に詳しく記

阮籍の「爲鄭冲勸晉王賤」について

載されている。

『獻帝傳』載禪代衆事曰、……侍中劉廙、常侍衛臻等奏議曰……
即發璽書、王(曹丕)令曰、……昔堯讓天下於許由・子州支甫、舜亦讓于善卷・石戶之農・北人無擇、或退而耕穎之陽、或辭以幽憂之疾、……斯九子者、咸高節而尚義、輕富而賤貴、故書名千載、于今稱焉、求仁得仁、仁豈在遠、孤獨何爲不如哉、……魏王上書曰、……且許由匹夫、猶拒帝位、善卷布衣、而逆虞詔、臣雖鄙蔽、敢忘守節以當大命、不勝至願、……册詔曰、……且重華不逆堯命、大禹不辭舜位、若夫由・卷匹夫、不載聖籍、固非皇材帝器所當稱慕、……

まず曹丕の方から議論をもち出し、自分の辭退も彼らにならつてい
るのだとする。そして延々と繰り返される他の議論があるが、家臣た
ちの勸進のことばの中にも許由などについては一切觸れられず、今度
もまた曹丕の方から少しポリリュームをおとして、「許由は匹夫なるも」
ともち出される。それに對して詔が下り、「夫の由・卷が若き匹夫は、
聖籍に載せず、固より皇材帝器の當に稱慕すべき所に非ず。」と議論
が打ち切られている。九日後曹丕は禪讓を受けることになるのであ
る。

以上のことから考えて、晉公への勸進文の中で、阮籍が禪讓のこと
を話題にし、しかも許由などの禪讓拒否者をもち出したことは、かな
り意圖的な發言であつたと判斷せざるを得ない。漢魏の禪讓劇のやり
とりと疎かつたはずはない。なぜなら阮籍は正元年間(二五四—二五
五)に王沈らとともに『魏書』の撰述に従事していたことがあり、そ
の間の一部始終については熟知していたであらうから。従つてここ
は、公から王へ、さらに禪讓へという階梯がすでにしつらえられてあ

ることを公けの場に見据えた阮籍の眼があった、ということになるであろう。つまり、禪讓辭退者をめぐる議論が後に必らずあることを先取りし、その議論自體の虚妄性を冷たく凝視する眼が鋭く光っている、といえるのではないか。しかもそのすぐ前で、「大魏の徳は、唐虞よりも光あかき、明公の盛勳は、桓・文より超ゆ。」と、司馬昭はあくまでも魏朝の有力な輔佐役の晉公である、と印象づけた上での發言なのである。

言うまでもなく、當時禪讓の話題は半ば公然となされていた。

賈充與誕相見、談說時事、因謂誕曰、洛中諸賢、皆願禪代、君所知也、君以爲云何。誕厲色曰、卿非賈豫州子、世受魏恩、如何負國、欲以魏室輸人乎、非吾所忍聞、若洛中有難、吾當死之。充默然。

〔三國志・魏書〕諸葛誕傳注引「魏末傳」

諸葛誕の反亂（二五七年）の前から、禪讓が司馬昭側近の賈充たちには既成の事實であったのである。しかし諸葛誕に反論された時、賈充は何も言えない。やはり口に出してはいけないことなのである。また、賈充などとともに禪讓劇を推進する何曾や荀顛などの禮法の士をセーブする存在も、司馬昭の取り巻きにはいた。

晉公既進爵爲王、太尉王祥、司徒何曾、司空荀顛並詣王。顛曰、相王尊重、何侯與一朝之臣皆已盡敬、今日便當相率而拜、無所疑也。祥曰、相國位勢、誠爲尊貴、然要是魏之宰相、吾等魏之三公、公王相去、一階而已、班列大同、安有天子三公可輒拜人者、損魏朝之望、虧晉王之徳、君子愛人以禮、吾不爲也。及入、顛遂拜、而祥獨長揖。王（司馬昭）謂祥曰、今日然後知君見顧之重。

〔三國志・魏書〕三少帝紀注引「漢晉春秋」

右は司馬昭が晉王になってからのことであるが、魏と晉との差をはっ

きりとさせようとした王祥が、そのことによってむしろ司馬昭に重んぜられるエピソードである。しかしこれとて、禮法の士たちの獨走をセーブする者たちさえもが禮法の士と同じ土壤にあったことを示しているに他ならない。家臣たちはそれぞれがそれぞれの役割を擔つて虚妄の劇を全體として、繰りひろげていく時代であった、ということがここの問題である。

阮籍の代作した勸進文は、一方では魏朝の輔佐役としての功績を強調し、その一方では早くも禪讓の話題をもち出している。このような提出自體に、右に見た漸進的に着實に進行していく禪讓という虚妄の全體劇のまっただ中にあることが客觀化されていると言えるのではなからうか。さらにその禪讓の話題も辭退者たちの例を提出し、取りよるによつては二様に浮かび上がる曖昧化した表現をしている。そしてその表現の奥には、積み重ねられていく禪讓への階梯のすべてをこそ擬制 (figura) とみなす醒めた眼がある。換言すれば、王朝篡奪者の前でその本音を軽くない、あるいは先になされるであろう議論自體をあらかじめ放棄してしまふ醒めた眼が、この勸進文という作品には表現として獲得されてあるのである。

筆者は別稿に於いて、阮籍の「詠懷詩」の表現構造を、視られる存在から視る存在への激しい轉位、としてもとらえておいた。現實次元では一箇の風景として終始視られる存在でしかありえない阮籍は詩空間へと激しく現實を逸脱するが、けれどその逸脱のはてにどこまでも視る存在への轉位は不可能であり、敗北感を深めるしかなかった。「詠懷詩」に頻出する「見」の一字も、一例を除き、あとの十七例すべて否定形、もしくは反語形や疑問形として使用されるばかりであることが、それを側面から證していよう。そこには現實空間においても

敗北し、詩空間においても敗北を深めざるを得ない二重の敗北性がみてとれるが、より重要なのは、視る存在への轉位は不可能でしかないことを冷厳に直視する眼が表現として獲得されてあったことである。現實逸脱の激しさと二重の敗北感、しかもそれらを冷たく凝視しとらえる表現者としての醒めた眼ざしであった。

勸進文の存在自體をめぐって賛否兩論する處世次元の解釋をこそ拒絶し、作品として讀みとらうとして得た本稿の結論は、別稿にみた逸脱の激しさと共存する表現者としての醒めた眼ざしとそっくり見合うものである。従って、清の徐昂發のような権力者べったりとする意見は問題外としても、前にあげた張溥の「婉にして善く諷す」とする、これもまた諷諫という有効性の次元ではかった評價を與えるだけに終らず、公的性格を有する類の文章の中に、禪讓という虚妄劇を冷たく凝視し續ける阮籍の醒めた眼がここにはあるばかりだ、と言えば十分であろう。

注(1) 明・徐師曾『文體明辯』卷二十五・賤には「古體」の一として「爲鄭冲勸晉王賤」を引き、「魏元帝咸熙元年、進晉司馬炎爲王、炎讓不受。公卿將校、皆詣府勸進、冲時爲太傅。」とするも、『晉書』阮籍傳の記載する阮籍の没年、景元四年（二六三）を信する以上、題名の晉王は晉公でなければならぬ。また『世說新語』文學篇にはこの時のことを「魏朝封晉文王爲公」と明確にしている。なお『文體明辯』が「司馬炎」とするのも事實と反する。咸熙元年（二六四）に晉公から晉王に進むのは司馬昭である。

(2) 宋代批評の一、二をあげておく。いずれも、勸進文が存在する事實からの生に對する批判である。

籍得全於晉、是早附司馬師、陰託其庇爾。史言、禮法之士、嫉之如讎、阮籍の「爲鄭冲勸晉王賤」について

頼司馬景王全之。以此而言、籍非附司馬氏、未必能脫禍也。今文選載蔣濟勸進表一篇、乃籍所作、籍忍至此、何所不可。籍著論鄙世俗之士、以爲猶風處乎梟中、籍非委節於司馬梟中乎。余觀康向不屈於鍾會、肯實魏而附晉乎。〔若溪漁隱叢話〕前集卷二引「石林詩話」

葉夢得の批判であるが、「司馬師（景王）」「蔣濟勸進表」と事實の誤認がある。王應麟の批判も手厳しい。

阮嗣宗蘇門歌曰、日沒不周西、月出丹淵中、……。其有感於師・昭之際乎、然勸進之作、焉能違春秋之誅。

(3) 明・張燧『千百年眼』卷六、阮籍巧附司馬昭。〔困學紀聞〕卷十三・攷史

(4) 嗣宗深知名高不仕、易招猜疑、故不得不陽爲附合、曲與周旋、自晉初之東平相與步兵校尉、嗣宗且不能不磨折而爲之、況一勸進之文耶。余謂凡嗣宗一切言行、要皆有不得已三字者在。……勸進之作、亦猶是也。夫不得已而爲之、此嗣宗之所痛心、而後人之所當曲諒者也。

（傍點は原文のまま。黃節述・蕭滌非記『讀詩三札記』一二頁。一九五七年二月北京、作家出版社刊。）

もっともこの黃節の見解がすぐれた内面理解として生きてくるのは、勸進文を作品として讀むことを通してである。

(5) 魏帝高貴郷公也太祖晉文帝也、六臣本無此十三字。案此有誤也、攷晉書文帝紀、司空鄭冲率羣官勸進爲景元四年十月事、其時魏帝乃常道郷公矣。無高貴郷公已久、此尤本所誤添、否則高貴當作常道也。

〔文選旁證〕卷三十三

(6) 今村與志雄「竹林の七賢覺書——阮籍の憤——」〔文學〕一九六五年五月號。その後『魯迅と傳統』勸草書房刊 一九六七年一月にそのまま収録。疑問の出発になっている鄭冲の官名をめぐる詮索に關しては首肯できない。

(7) 阮廷焯「阮籍爲鄭冲勸晉王賤攷辨」〔大陸雜誌〕第三十四卷第九期

一九六七年三月)。用意周到な論考であるが、若干の論據の追加と展開とを以下に試みたい。また結論にもいささか納得できない點がある。
松本幸男『阮籍の生涯と詠懷詩』(木耳社刊一九七七年七月)九六―九九頁。景元二年説の論據を示されていないので眞意をはかりがたいが、結論は筆者と同じである。

(8) 六回のやりとりをそのまま抜き出しておく。上段が直接の記載、下段がその際に注意しておきたい関連の記載である。ただ忘れてならないのは、突如として甘露三年の夏に禪讓劇がはじまったわけではないことである。この抜き出し以前、嘉平元年(二四九)に曹爽との確執に勝利した司馬懿から、さらに司馬師へと、九錫の命その他の禪讓への階梯が徐々にではあるがはっきりと見られるのである。

〈第一回〉

甘露三年(二五八)夏五月、命大將軍司馬文王爲相國、封晉公、食邑八郡、加之九錫、文王前後九讓乃止。
天子以并州之太原・上黨・西河・樂平・新興・雁門、司州之河東・平陽八郡、地方七百里、封帝爲晉公。(『晉書』文帝紀)

甘露五年(二六〇)夏四月、詔有司率邊前命、復進大將軍司馬文王位爲相國、封晉公、加九錫。
五月癸卯、大將軍固讓相國、晉公、九錫之寵。

〈第三回〉

景元元年(二六〇)夏六月丙辰、進大將軍司馬文王位爲相國、封晉公、增封二郡、并前滿十、加九錫之禮、一如前詔。……文王固讓乃止。

景元二年(二六一)八月甲寅、復命大將軍進爵晉公、加位相國、備禮崇錫、一如前詔、又固辭乃止。

二年秋八月甲寅、天子使太尉高柔授帝相國印綬、司空鄭沖致晉公茅土九錫、固讓。(『晉書』)

景元四年(二六三)春二月、復命大將軍進位爵賜、一如前詔、又固辭乃止。

多十月甲寅、復命大將軍進位爵賜、一如前詔。

胡三省曰、始受相國晉公九錫之命。(『三國志集解』)

見皇太后、是日即皇帝位于太極前殿、大赦、改年、賜民爵及穀帛各有差。

景元二年(二六一)秋七月、樂浪外夷韓・濊貊各率其屬來朝貢。

景元三年(二六二)嵇康刑死、時年四十。多十月、蜀大將姜維寇沓陽、鎮西將軍鄧艾拒之、破維于侯和、維遁走。

景元四年夏、將伐蜀。秋八月、軍發洛陽。冬阮籍卒、時年五十四。十一月、劉禪降。

十二月庚戌、以司徒鄭沖爲太保。

咸熙元年(二六四)三月己卯、進晉公爵爲王、封十郡、并前二十。

(9) 『三國志』によれば、甘露元年(二五六)多十月に鄭沖は司空から司徒になっており、彼が司徒から太保になるのは、晉公受命の翌月、景元四年(二六三)十二月のことである。従って晉公に封するやりとりの際には、ずっと司徒であったはずである。しかし、戴勝「竹林七賢論」(『太平御覽』七百十所引)、『世說新語』文學篇、及び『晉書』文帝紀いずれも司空とする。とくに『晉書』は、鄭沖傳には嘉平三年に司空となり、まもなく司徒にうつり、「常道郷公即位、拜太保。」とするが、同じ

正元二年(二五五)春正月、司馬師卒。
甘露元年(二五六)多十月、司空鄭沖爲司徒。
甘露三年(二五八)二月、司馬昭斬諸葛誕、平定淮南。
六月辛卯、大論淮南之功、封爵行賞各有差。

五月己丑、高貴郷公卒、年二十。庚寅、使司馬炎北迎常道郷公璜嗣明帝後。
六月甲寅、常道郷公入于洛陽。

〈第二回〉

五月癸卯、大將軍固讓相國、晉公、九錫之寵。

文帝紀の記載と矛盾する。

(10) この十郡の封地をめぐるやりとりも、曹操の魏公受命の際の十郡(『三國志・魏書』武帝紀、建安十八年五月丙申の詔——『文選』卷三十五にも載す潘勗「冊魏公九錫文」——に見える。)の例にならっているようである。

(11) 民國・盧弼『三國志集解』甘露三年に「按、晉書文帝紀載此賸於景元四年、然據文選注謂魏帝爲高貴鄉公、而賸中亦無征蜀獻捷之事。以此知晉書爲誤。又按、阮籍傳、籍景元四年冬卒、則此賸爲高貴鄉公時所作無疑。」という。「晉書」文帝紀に「諸侯獻捷交至」と記載のあることによつたのである。ただし盧弼の論の主意は、「賸中亦無征蜀獻捷之事。」を理由に「晉書」景元四年説を否定し、甘露三年説を支持することにあるのである。

なお阮籍の勸進文の中に「前者明公、西征靈州、北臨沙漠。」とあるが、これは高貴郷公即位前を指す。李善は王隱『晉書』文紀の「姜維出隴右、上帥輕兵到靈州、大破之、諸虜震服。」を引く。「晉書」文帝紀によれば、齊王芳時代の末とする。

(12) 景元二年説の一點の疑問點を記しておく。「晉書」にはその間のことを、「天子使太尉高柔授帝相國印綬、司空鄭沖致晉公茅土九錫。」と記すことである。天子の使者として出かける鄭沖が、同時に勸進することがあるかどうか、残念ながらわからない。ただ曹操に對する場合、天子の使者は御史大夫の郗慮であり、勸進した荀攸をはじめとする百官たち(武帝紀の注には荀攸以下三十人の名を擧げる。)の中には郗慮は含まれていない。以上の理由から、景元元年六月の可能性も残しておく。

(13) 魏朝封文王、固讓、公卿皆當喩旨、司空鄭沖等馳使從阮籍求其文、立待之、籍時在袁孝尼家、宿扶而起、書几板爲之、無所治定、乃寫付信。

魏朝封晉文王爲公、備禮九錫、文王固讓不受、公卿將校、當詣府敦喻、

阮籍の「爲鄭沖勸晉王賸」について

司空鄭沖、馳遣信就阮籍求文、籍時在袁孝尼家、宿醉扶起、書札爲之、無所點定、乃寫付使、時人以爲神筆。

(14) 準、字孝尼。忠信公正、不恥下問、唯恐人之不勝己。以世事多險、故常恬退而不敢求進。

(15) 稱康臨終之言曰、袁孝尼嘗從吾學廣陵散、吾每固之不與、廣陵散于今絕矣、就死命也。

(16) 拙稿「阮籍詠懷詩試論」表現構造にみる詩人の敗北性について——
〔漢文學會々報〕第三十六號 一九七七年六月。

(17) 王沈らの『魏書』である。「隋書」經籍志二には「魏書四十八卷、晉司空王沈撰。」とある。また『晉書』王沈傳に「正元中(二五四—二五五)、遷散騎常侍、侍中、典著作、與荀勗、阮籍共撰魏書、多爲時諱、未若陳壽之實錄也。」と見える。王沈も荀勗も後には禪讓劇推進の中心人物の一人である。

(18) 清・趙翼『廿二史劄記』卷七・九錫文に「每朝禪代之前、必先有九錫文、總敘其人之功績、進爵封國、賜以殊禮、亦自曹操始、其後晉宋齊梁陳隋、皆用之。其文皆鋪張典麗、爲一時大著作。」ただ王莽篡奪の際にも九錫文が存在したが、それは五百餘字のもので「非如潘勗爲曹操撰文格式也。」だからであろう。ところで、それに續く記述の中で「晉司馬昭九錫文、未知何人所作。其譏九錫表、則阮籍之詞也。」と見えるが、後半は明らかに事實誤認である。阮籍が積極的に司馬昭に加擔しているかのような表現になってしまう。

(19) 阮籍の勸進文が使用する語彙のうち、荀攸たちの勸進文のそれを直接用いているものを擧げておく。

九三

「功薄而賞厚者」

(2) この時代に於いて周公を批判する發言が個人的な思想の次元にとどまらず、禪讓劇を批判する政治的危險思想とみなされたのは當然である。

従つて晉康が「周公を薄んず」(『與山巨源絶交書』)と發言するのも、

彼が鍾會から「今に益無く、俗を敗る有り。」(『世説新語』雅量篇注引『文士傳』)と庭論されるのも、司馬昭を周公になぞらえる時代の動向を

抜きには、痛切さをもつて語り得ぬであろう。ここにあえて注しておく。

(2) 堯以天下讓許由、許由不受。又讓於子州支父。……舜讓天下於子州支伯。

〔『莊子』讓王篇〕

昔者堯……請屬天下於夫子、許由辭曰、……遂之箕山之下、潁水之陽、耕而食。

〔『呂氏春秋』慎行篇〕

(2) 清・李兆洛輯『駢體文鈔』卷十三は「勸進類」として六朝の勸進文のうち、阮籍、劉琨、任昉、沈炯、徐陵の作をあつめているが、阮籍のそれに對しては「此與任彦昇篇、皆意寓規切、故語無慙色。」という。

張溥・徐師曾・李兆洛らに比べ、次の清の徐昂發のような讀み方は誤りであると言わなければならない。

徐氏昂發『畏壘筆記』云、阮籍雖未仕晉、而勸進一闕、意存黨黨、百喙無詞、載之晉史、所以誅心也。乃郭氏倫晉紀附籍於阮咸傳中、俾與陶潛爲一例、非至公矣。

〔『文選旁證』卷三十三所引〕

他方この解釋を、阮籍自身の隱遁に對する懂れの表白とするのは言うに及ばず、司馬昭に對し「その霸業をたたえながら」同時に「己れが隱逸思想を説く」とする(注(6)今村與志雄論文)のも、勸進文という公的性格を理解しないところからくる誤りである。

(2) 前出注(2)參照。

(2) 前出注(6)參照。
(2) 前出注(2)參照。